

「私の水辺」推進協議会 協賛要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「私の水辺」推進協議会（以下「協議会」という）への趣旨に賛同し、協議会への協賛を申し出た団体及び企業等（以下「申出団体」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協賛事項）

第2条 協賛については、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 協賛金 協議会の運営支援のため提供される資金
- 二 協賛物品 文房具や環境保全に資するエコグッズ等、無償で提供される物品
- 三 その他 前各号に掲げるもののほか、会場の無償使用や展示ボード等資材の無償貸出し等、協議会の運営にあたって必要とされるもの

（協賛募集）

第3条 協議会の総合事務局である大阪府都市整備部河川室河川環境課（以下「総合事務局」という。）は、ホームページ及び印刷物等により、広く協賛を募集するものとする。

（適用省略）

第4条 次の各号に掲げる協賛については、第5条、第7条、第8条の規定は省略できるものとする。

- 一 本要綱の施行前よりご協力いただいている協賛
- 二 協議会の働きかけによりご協力いただく協賛

（協賛の申込み）

第5条 申出団体は、次に掲げる事項を記載した申込書（様式1）を、総合事務局に提出するものとする。

- 一 申出団体の名称、所在地、代表者氏名及び活動（業務）等の概要
- 二 協賛の内容及び希望する委員会
- 三 その他、総合事務局が必要とみとめる情報等

（審査基準）

第6条 協議会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申出団体の申込みを受理するものとする。

- 一 協賛内容が一市町村のみに限定される場合
- 二 協賛物品等が青少年の保護や社会通念上、合致しないと認められる場合
- 三 申出団体が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者である場合
- 四 申出団体が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年規則第61号）第3条第1項各号に該当する場合
- 五 申出団体が、破壊活動防止法（昭和27年法律第270号）第4条第1項各号

に定める暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる場合

六 特定の政治、思想、宗教等の活動が協賛の目的であると認められる場合

七 その他、審査会が社会通念上、不相当と認める場合

(審査会の設置)

第7条 第5条の規定に基づく協賛の申込みについては、総合事務局が審査を行うものとする。

但し、第6条各号のいずれかに該当する恐れのある場合は、協議会協賛審査会(以下「審査会」という。)を設置し審査を行う。

- 2 審査会は、委員長及び委員により組織する。
- 3 委員長は、協議会会長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、協議会副会長の職にある者及び大阪府都市整備部河川室河川環境課環境整備グループ長をもって充てる。
- 5 審査会の庶務は、総合事務局において行う。

(協賛受理の連絡)

第8条 総合事務局は、協賛の受理等について様式2及び3により、当該申出団体に連絡するものとする。

(協賛団体及び物品の取り扱い)

第9条 総合事務局は、協賛が受理された申出団体(以下「協賛団体」という。)が発表会に協賛している旨について、関連するホームページ及び印刷物等に表示するものとする。

- 2 協賛団体は、当該団体名及び当該団体が発表に協賛している旨について、協賛物品に表示することができる。
- 3 協賛物品のデザイン、数量及び納付先については、総合事務局との協議により決定する。

(取消基準)

第10条 総合事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該協賛団体の申込みを取り消すことができる。

- 一 第5条に規定する申込みに虚偽の記載があったとき。
- 二 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 三 その他、協賛団体としてふさわしくない行為があったとき。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。